

環境報告書

2024 年 12 月

有限会社 橋本

目次

1. はじめに
2. 当社の環境への取組み
3. 取組の現状
4. 法令への対応
5. SDG s について
6. これからの活動予定

1. はじめに

有限会社橋本（当社）は、1965 年（昭和 40 年）に習志野市に設立した廃棄物収集運搬（一般廃棄物、産業廃棄物）業であり、産業廃棄物に関しては、千葉県、東京都及び神奈川県の優良事業者認定の許可を得て業務を行っています。

環境活動は、2002 年（平成 14 年）に ISO 14001 の認証取得（日本検査 QA：JICQA より）を行っており、現在に至っております。これまでの間、環境への取組みを着実に重ね、収集運搬の車両管理を中心にした環境配慮への活動を主なものとして、社員（従業員）の教育、意識の向上、環境マネジメントシステム(EMS)の構築・運用を重ねています。

2. 当社の環境への取組み

当社の環境は、環境マネジメントシステム(EMS)への取組みを基本としています。

（1）環境方針の設定

環境に対する当社の基本的な姿勢を環境方針として明確にしております。（資料 1）

（2）車両の使用による大気汚染物質の発生抑制

廃棄物の収集運搬には 15 台の車両（いずれも環境規制適合車両）を使用しており、月次で走行距離及び燃料使用量（軽油）を計測し、記録しています。

これを整理して、車両ごと及び年間の“走行距離”、“燃料使用量”及び“燃費”を算出しており、さらに、“NO_x（窒素酸化物）”、PM（浮遊微粒子）“、“SO_x（硫黄酸化物）”の排出を推定しています。（資料 2）

（3）環境配慮運転の実施

車両の運転に際しては、すべての運搬車両に GPS 装置を備えて、各運転者の運転状況を把握し、環境配慮運転につなげています。（資料 3）

また、安全運転を最大の優先事項として、「運輸安全マネジメント」へも取り組んでいます。（資料 4）

(4) 環境マネジメントシステム (EMS) の運用

ISO 14001 (JIS Q 14001:2015) の規格に基づき、EMS の認証取得をしております。
さらに、EMS を有効に運用して、環境活動を実施し、地球環境及び地域環境に貢献しています。EMS の活動のなかでは、法律・条例・さらには当社が同意するその他の要求事項への順守義務を特定し、順守義務を評価しています。

(5) 優良事業者への登録

産業廃棄物の収集運搬に関して、廃棄物処理法に基づき、千葉県、東京都 及び 神奈川県の優良事業者認定され、登録証を得ております。優良事業者への登録に際しての関連のデータは産廃ネットにてアクセス可能です。(https://www2.sanpainet.or.jp)

(6) その他

① CO2CO2 スマート宣言事業所活動

千葉県の温暖化ガス (CO2) 削減活動に賛同して、車両使用に際しての燃費の管理などの活動で、該当車両にステッカーを貼付し、環境意識を高めています。

② 海浜清掃活動への取り組み

谷津干潟の清掃業務を受託し、海浜の清掃、ごみ類 (海洋プラスチックなど) の除去を行い、貴重な自然の保護に対応しています。

3. 取り組みの現状

(1) 燃費の状況

収集運搬車両の燃費は、2015 年～2024 年に徐々に悪化の傾向にあります。(資料 5)
理由は輸送車両の更新で、車両の構造上燃費が高くなるのが避けられないことであり、車両の更新に際しては、低燃費車及び低公害車の導入をつねに意識し、配慮しています。

(2) 排気ガスの状況

収集運搬の車両から排出される CO2、NOx、SOx の指標 (絶対量ではなく) は 2015 年に比較して、32.6%増加しています。この間、走行距離は+7.0% でしたが、燃費の低下 (悪化) で、燃料使用量 (軽油) が 32.6%ほど増加していることと整合しています。

今後は環境配慮をしつつ、いかに車両の燃費を改善していくことが、当社の環境配慮への課題と考えております。(資料 6)

(3) 環境配慮運転の状況

収集運搬車両には、GPS 設備を設置しており、車両の運転状況を記録し、計測しています。GPS による評価は、社員の方々の意識向上や車両の更新したことで、2023 年度は、評価点（安全・エコ運転、違反の少なさ）：99.5 点、特性診断点（運転の上手さかげん）：93.1 点の成果を得ています。2024 年度は GPS のシステムを変更し、安全得点（50 点満点で 46 点目標）及び経済得点（50 点満点で 47 点目標）していますが、12 月末で全社員の平均点は、安全得点(47.07)、経済得点(46.05) を達成しています。環境配慮運転が定着し、継続しています。しかし、システムのまだ未解明の項目があり、2025 年度で明確にし、さらに環境配慮運転を継続する予定です。（資料 3）

4. 法令への対応

当社の環境関連の活動に適用される法令、条例 及び その他の要求事項等は 20 件ほどあります。（資料 7）

法令などの新設、変更、廃止などの情報は、適宜に入手、対応しており、順守状況は年 2 回（3 月、9 月に）、順守評価を行っています。EMS の構築（2002 年）以来、20 年以上を経過していますが、この間をとおして、法令などへの違反状況はなく、法令への対応を適切に実施しております。

5. SDGs について

SDGs に関して当社の関与は（資料 8）のとおり、5 項目に対応しています。当社の本来業務での関与を中心に、関連業務も含めて SDGs に関心を持ち、可能な範囲で、SDGs への取り組みを進めています。また、千葉県の SDGs パートナーに登録し、活動を継続する予定です。小さな組織（会社）ではありますが、全社員が地球の全体が継続的に発展し、世界の全てが幸せになることを願っています。

6. これからの活動予定

- (1) 環境マネジメントシステム (EMS) を中心に環境への取組みを継続する。(環境対応車両の採用、社員の環境意識、認識の更なる涵養、法令等の順守、など)
- (2) 収集運搬の車両に関する環境配慮を継続する。(安全運転の最優先、CO2CO2 活動などへの対応を含めて)。
- (3) 優良事業者認定を継続する。
- (4) SDGs への対応を推進する。